

議案第40号

さいたま市博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市博物館条例の一部を改正する条例

さいたま市博物館条例（平成13年さいたま市条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。	(設置) 第1条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき</u> 、博物館を設置する。
(事業) 第3条 博物館は、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条に定める事業及び市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。</u>	(事業) 第3条 博物館は、 <u>法第3条に定める事業及び市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。</u>
(協議会) 第14条 <u>法第23条第1項の規定に基づき</u> 、さいたま市博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 2～5 [略]	(協議会) 第14条 <u>法第20条第1項の規定に基づき</u> 、さいたま市博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 2～5 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。